

## 第4回 安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会

日 時 : 令和元年10月2日(水) 10時00分～

場 所 : 苫小牧市文化会館

3F 第2・第3会議室

苫小牧市旭町2丁目8番19号

### 議 事 次 第

1. 開 会

2. 委 員 紹 介

3. 報 告 事 項 等

4. 議 事

(1) 平常時の土地利用について

(2) その他

5. 閉 会

## 第4回 安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会 委員・幹事名簿

### 【委員】

敬称略/五十音順

氏名	所属	出欠
秋野 隆英 ◎	苫小牧工業高等専門学校 名誉教授	出
泉 智夫	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部 事業室長	出
金谷 幸弘	苫小牧市産業経済部 部長	出
佐野 成信	株式会社苫東 代表取締役専務	出
森本 恭行	苫小牧商工会議所 専務理事	出
舘崎 やよい	苫小牧の自然を守る会 代表	出
辻 堅也	北海道経済部産業振興局 産業振興課 苫東・石狩担当課長	出
長山 和雄	苫小牧漁業協同組合 専務理事	出
原田 修	公益財団法人日本野鳥の会 レンジャー	出
道脇 正則	苫小牧港管理組合 施設部長	出
村井 雅之	ゆうふつ原野自然情報センター 主宰	欠

◎：会長

### 【幹事】

氏名	所属	出欠
※ 秋野 隆英	苫小牧工業高等専門学校 名誉教授	出
遠藤 和盛	苫小牧商工会議所 中小企業相談所長兼商工振興部長	出
菊地 綾子	苫小牧の自然を守る会 会員	出
北 創	北海道経済部産業振興局 産業振興課 苫東・石狩グループ 主幹	欠
小馬谷 勤	株式会社苫東 総務部長	出
※ 長山 和雄	苫小牧漁業協同組合 専務理事	出
早崎 仁康	苫小牧港管理組合 施設部計画課長	出
※ 原田 修	公益財団法人日本野鳥の会 レンジャー	出
※ 村井 雅之	ゆうふつ原野自然情報センター 主宰	欠
矢野 明 ○	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部 治水課長	出
力山 義雄	苫小牧市 産業経済部 企業政策室 港湾・企業振興課 課長	出

○：幹事長

※：兼任

### 【事務局】

氏名	所属	出欠
	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部 治水課 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部 苫小牧出張所	—

# 傍聴にあたっての注意事項

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所、氏名を記入し、事務局の許可を受けた上で、その指示に従い入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第受付を終了します。

## 2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。
- (2) ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの装着などの行為はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録音、録画等は、審議が始まる前までの冒頭部分のみとさせていただきます。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
お分かりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 「安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会」設置要領

### （設 置）

第1条 安平川下流域の土地利用について総合的に推進するため、「安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （目 的）

第2条 協議会は、安平川の治水対策案を「河道内調整地案」とすることを前提として、下記の二項目について協議・検討を行うことを目的とする。

- ① 河道内調整地の治水機能を損なうことが無く、かつ周辺の自然環境や将来における土地利用構想への影響を最小限にとどめるよう、その形状について協議・検討すること。
- ② 河道内調整地区域内における平常時の土地利用方法を協議・検討すること。

### （組 織）

第3条 協議会は、苫小牧工業高等専門学校、苫小牧商工会議所、株式会社苫東、公益財団法人日本野鳥の会、苫小牧漁業協同組合、苫小牧港管理組合、ゆうふつ原野自然情報センター、苫小牧の自然を守る会、苫小牧市、北海道をもって組織し、協議会の運営を円滑に進めるため幹事会を置く。

- 2 協議会は、別表に掲げる各機関を代表する委員をもって構成し、議事進行役として会長を互選により選出する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる各機関の職をもって構成し、幹事長は会長が指名する。
- 4 幹事会は、必要に応じて部会等を設けることができる。

### （会 議）

第4条 協議会及び幹事会は、それぞれ会長、幹事長が招集し、会議を主宰する。

- 2 協議会及び幹事会の議事は、原則として公開で行うものとする。  
ただし議事の内容が、個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るものなどの公開することが適当でないものと認められる場合はこの限りではない。
- 3 会長及び幹事長は、それぞれ協議会、幹事会の運営上必要があると認めるときは、委員及び幹事以外の者を出席させることができる。

### （事務局）

第5条 この協議会の事務局は、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を処理する。

### （雑 則）

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成20年 5月27日から実施する。

平成24年 7月27日 一部改正（事務局名）

平成24年11月29日 一部改正（組織追加）

平成27年 5月29日 一部改正（幹事名簿変更）

平成29年 9月25日 一部改正（幹事名簿変更）

令和 1年 5月24日 一部改正（幹事名簿変更）

令和 1年10月 2日 一部改正（文言追加・委員名簿変更）

(別表)

【委員】

敬称略/五十音順

氏名	所属
秋野 隆英 ◎	苫小牧工業高等専門学校 名誉教授
泉 智夫	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部 事業室長
金谷 幸弘	苫小牧市産業経済部 部長
佐野 成信	株式会社苫東 代表取締役専務
森本 恭行	苫小牧商工会議所 専務理事
館崎 やよい	苫小牧の自然を守る会 代表
辻 堅也	北海道経済部産業振興局 産業振興課 苫東・石狩担当課長
長山 和雄	苫小牧漁業協同組合 専務理事
原田 修	公益財団法人日本野鳥の会 レンジャー
道脇 正則	苫小牧港管理組合 施設部長
村井 雅之	ゆうふつ原野自然情報センター 主宰

◎：会長

【幹事】

敬称略/五十音順

氏名	所属
※ 秋野 隆英	苫小牧工業高等専門学校 名誉教授
遠藤 和盛	苫小牧商工会議所 中小企業相談所長兼商工振興部長
菊地 綾子	苫小牧の自然を守る会 会員
北 創	北海道経済部産業振興局 産業振興課 苫東・石狩グループ 主幹
小馬谷 勤	株式会社苫東 総務部長
※ 長山 和雄	苫小牧漁業協同組合 専務理事
早崎 仁康	苫小牧港管理組合 施設部計画課長
※ 原田 修	公益財団法人日本野鳥の会 レンジャー
※ 村井 雅之	ゆうふつ原野自然情報センター 主宰
矢野 明 ○	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部 治水課長
力山 義雄	苫小牧市 産業経済部 企業政策室 港湾・企業振興課 課長

○：幹事長

※：兼任

## 第4回

# 安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会

## 説明資料

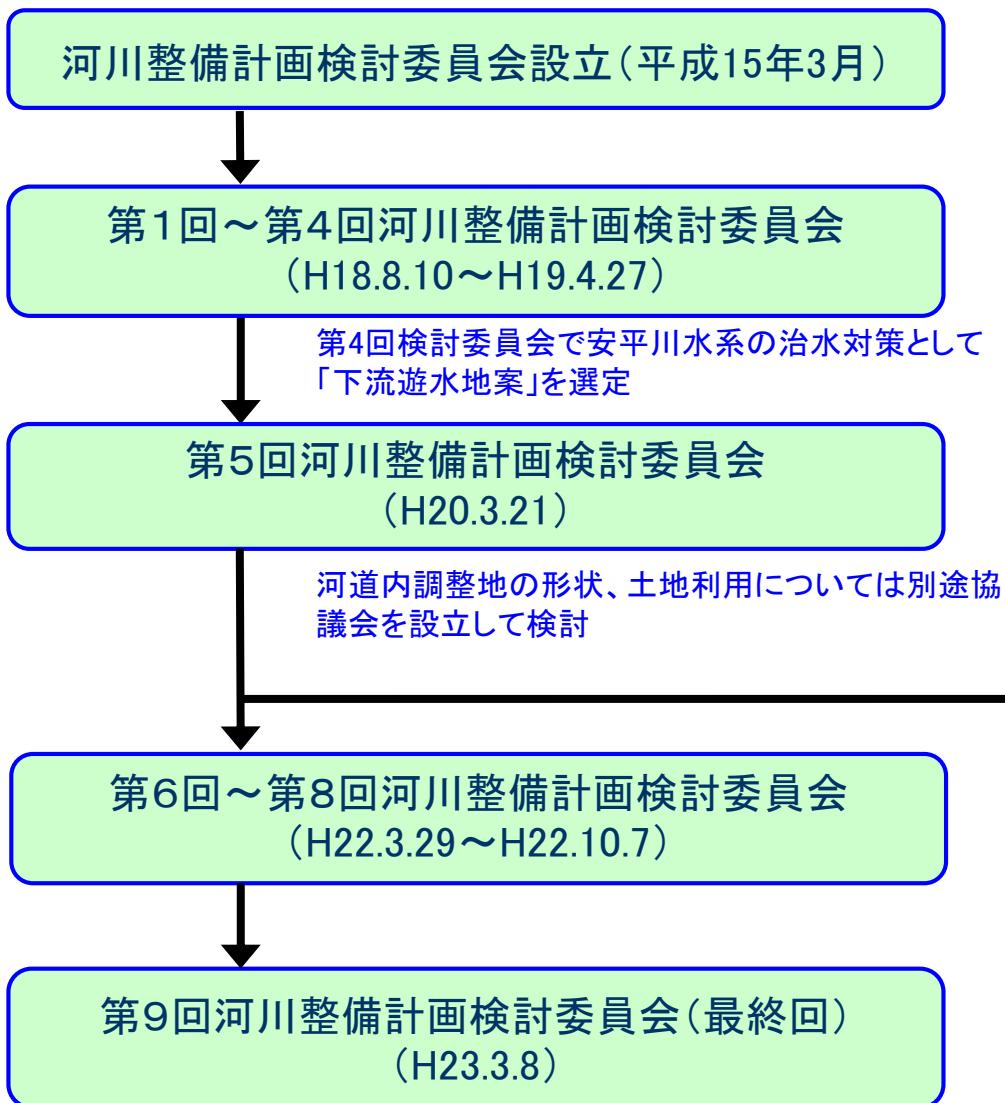
### 【平常時の土地利用について】

令和元年10月2日

北海道

# 河川整備計画検討委員会と土地利用連絡協議会の経過と関係

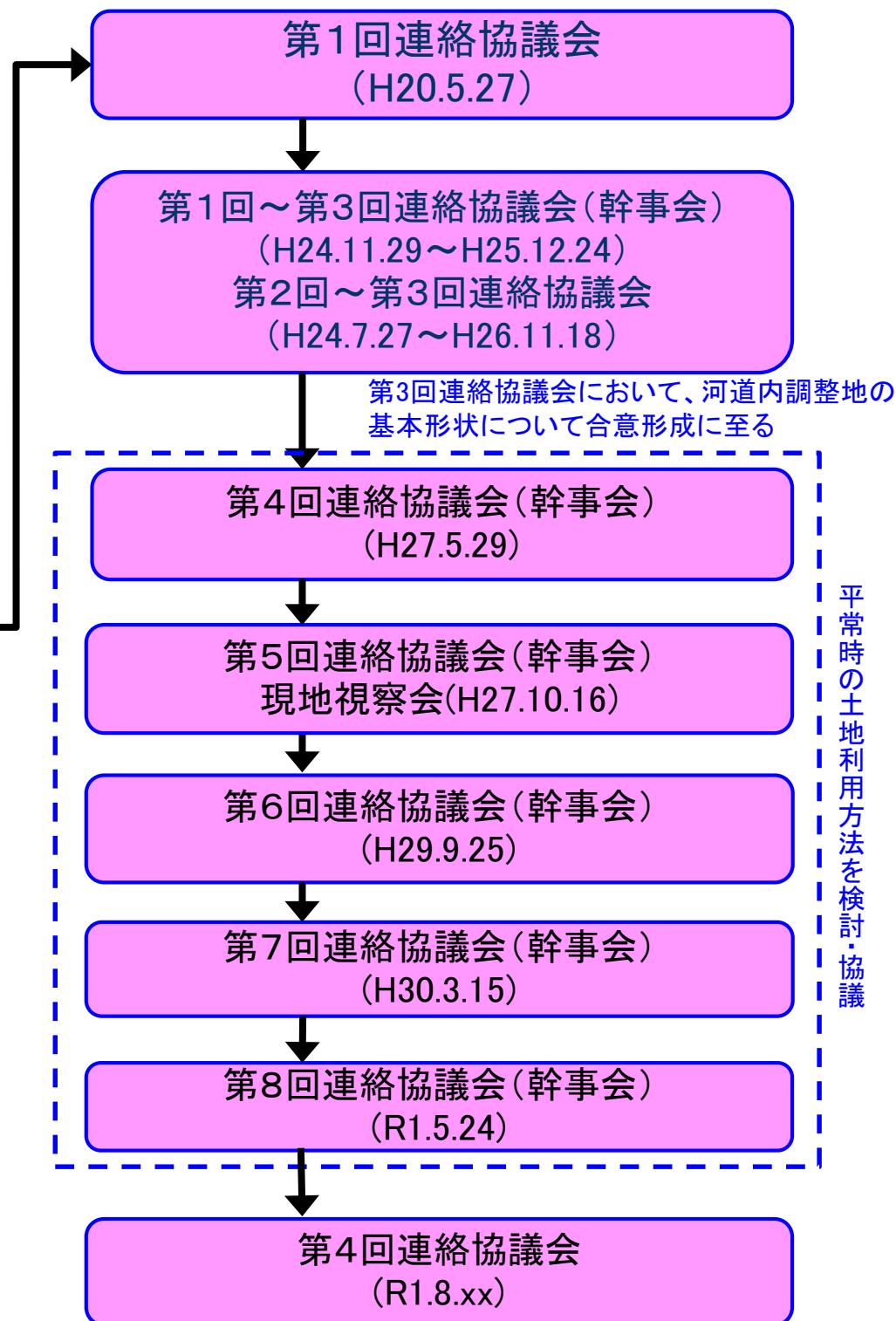
## 《安平川河川整備計画検討委員会》



### 【河道内調整地の概要】

- ※治水対策上必要な河道内調整地面積を確保
- ※河道内調整地面積については、開発面積内の緑地として位置付けることで苦東開発新計画に変更を生じさせない。
- ※今後の土地利用を考慮

## 《安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会》



平常時の土地利用方法を検討・協議

# 【 連絡協議会(幹事会)の議事要旨について 】

<p>第1回連絡協議会 (H20.5.27)</p>	<p>◆ 協議会の立ち上げ(委員紹介、会長選定、設置要領承認)</p>
<p>第2回連絡協議会 (H24.7.27)</p>	<p>◆ 現地視察 ◆ 議事内容(設置要領の改正、第2回協議会までの経緯、安平川水系河川整備計画(原案)、第1回協議会の概要) ※第2回協議会開催までの経緯及び安平川水系河川整備計画(原案)の説明(面積提示:950ha)</p>
<p>第1回連絡協議会(幹事会) (H24.11.29)</p>	<p>◆ 議事内容(環境調査の報告、河道内調整地の形状) ※河道内調整地候補地の環境、地形等について説明(環境調査については、この後数年にわたり実施)</p>
<p>第2回連絡協議会(幹事会) (H25.3.27)</p>	<p>◆ 議事内容(環境調査の報告、河道内調整地の形状) ※環境調査の説明、河道内調整地形状設定の説明(環境案、土地利用案、治水対策案の3案提示(標高データのサイズは250mメッシュ))</p>
<p>第3回連絡協議会(幹事会) (H25.12.24)</p>	<p>◆ 議事内容(環境調査の報告、河道内調整地の形状) ※環境調査の説明、河道内調整地形状の説明(標高データのサイズを細かく(50mメッシュ)して説明。治水対策案を基本として、意見の相違については事務局調整となる)</p>
<p>第3回連絡協議会 (H26.11.18)</p>	<p>◆ 議事内容(第3回協議会までの経緯、河道内調整地の形状) ※河道内調整地の基本形状について合意形成に至る</p>
<p>第4回連絡協議会(幹事会) (H27.5.29)</p>	<p>◆ 議事内容(設置要領の改正、今後の連絡協議会(幹事会)の進め方) ※河川敷地占用許可準則の説明、他遊水地の事例紹介、都市計画・保安林・現状の利用状況等の説明</p>
<p>第5回連絡協議会(幹事会) (H27.10.16)</p>	<p>◆ 現地視察 ※前回視察時(H24.7.27)から数年経過し、委員も交代しているので改めて実施</p>
<p>第6回連絡協議会(幹事会) (H29.9.25)</p>	<p>◆ 議事内容(設置要領の改正、平常時の土地利用について、今後の連絡協議会(幹事会)の進め方) ※連絡協議会の目的の再確認、土地利用に関する意見への河川管理者としての対応回答、河川管理者としてできることを説明。占用許可にあたっての考え方を提示。</p>
<p>第7回連絡協議会(幹事会) (H30.3.15)</p>	<p>◆ 議事内容(平常時の土地利用について) ※日本野鳥の会よりゾーニング計画案の提示があり、再度河川管理者としてできることを説明。前回幹事会意見を踏まえ、占用許可にあたっての考え方を修正し再提示。</p>
<p>第8回連絡協議会(幹事会) (R1.5.24)</p>	<p>◆ 議事内容(土地利用の方向性について) ※第7回幹事会質疑への回答として周囲堤の形状、配置、工事予定等を説明。協議会閉会後の対応を確認。土地利用の方向性(保全と占用基準)の共通認識を得て、次回の協議会で確認することで合意。</p>

## 連絡協議会の目的

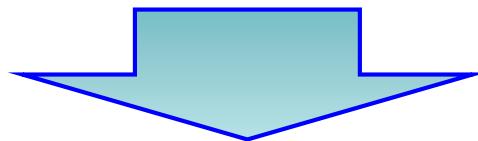
### ※「安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会」設置要領

(目的)

第2条 協議会は、安平川の治水対策案を「河道内調整地案」とすることを前提として、下記の二項目について協議・検討を行うことを目的とする。

①河道内調整地の治水機能を損なうことが無く、かつ周辺の自然環境や将来における土地利用構想への影響を最小限にとどめるよう、その形状について協議・検討すること。

②河道内調整地区域内における平常時の土地利用方法を協議・検討すること。



①については、第3回連絡協議会にて形状を設定。これまで、②について、検討を進めてきたところ。

第8回幹事会での主な意見

No.	意見	回答
1	<p>漁協としては、鮭の放流・遡上に影響のないように国・北海道・苫小牧市と工事の打合せを実施している。また周辺企業の水質調査も年2回実施する等魚類環境への配慮を行った。本工事前においても十分な協議を行い周囲堤工事を進めてもらいたい。</p>	<p>周囲堤の工事については随時協議を実施し配慮事項を確認しながら進めていきたい。</p>
2	<p>周囲堤調整地予定地の現在の土地所有者はどのようになっているのか。また、周囲堤の造成後における土地所有者と環境への配慮について教えてほしい。</p>	<p>現在は、土地の6～7割ぐらいは苫東の土地。弁天沼は財務省の土地である。周囲堤の造成後、土地所有者は国土交通省となり北海道が管理することとなる。環境への配慮としては、施工後も引き続きモニタリング調査により経過観察を行っていく。</p>
3	<p>周囲堤完成まではまだ時間を要するが、完成後の土地利用についてはどのように考えているのか。</p>	<p>今の時点では土地利用に関する要望はあげられていないが、利用の要望があれば保全に帰する内容の場合に占用許可により対応する方針として考えている。</p>
4	<p>これまで幹事会が数回開催されているが、どの時点でおおまかな方向性を決定するのか。</p>	<p>これまで実施した幹事会を踏まえ、今後開催を予定している協議会にて方向性を決定したいと考えている。</p>
5	<p>協議会を閉じた後に安平川の環境の変化に対する意見や利活用申請等がある場合に市民や団体に対してどのように対応していくのか。</p>	<p>利活用等の要望がある場合には各自治体や団体等主導のもと別途協議会を開催・議論することが望ましいと考える。学校等の行事等個別の利用がある場合には個別に打合せをすることで対応したいと考えている。</p>

## 【協議会関係機関との事前協議状況 ①】

第6回幹事会(平成29年9月25日開催)の事前に協議会関係機関に聞き取りを実施。

※第6回幹事会資料の再掲。関係機関名は当時のもの。

関係機関名	土地利用に関する意見	河川管理者としての対応
北海道経済部 産業振興局 産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 湿地の保全が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲堤の工事については随時協議を実施し配慮事項を確認しながら進めていきたい。</li> </ul>
株式会社苫東	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概ねの売却範囲は決定し、売却後の用地使用については苫東として意見はない。</li> <li>● 河川敷地になった後には工業地帯の内の骨格緑地と位置付ける予定。</li> </ul>	
苫小牧漁業協同組合	<p>(市民としての意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な自然環境をうまく利用して、人を引き込むべき。</li> <li>● 事務局が案を出して、各委員から意見をもらった方が良い。</li> <li>● 自然環境保全のため利用する場所を限定する。</li> <li>● 議論する人はいても、実施する人がいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防上の管理用通路(一般道との連続性の確保)や坂路の整備により人の流れの動線を確保</li> <li>● 占用許可制度による支援</li> </ul>
苫小牧の自然を守る会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境を保全してほしい。</li> <li>● 自然に手を入れないでほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防等の河川工事にあたっては、環境影響を最小限に抑える措置を検討</li> <li>● 工事の際に貴重種が確認されれば移植などの対策を検討</li> </ul>
苫小牧市 産業経済部 企業立地推進室 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地利用に関しては他部署になるので、市役所内部で利用の有無について確認する。※</li> </ul>	

※確認して頂き、次ページのとおり苫小牧市各課より意見を頂きました。

【 協議会関係機関との事前協議状況② 】

関係機関名	土地利用に関する意見	河川管理者としての対応
苫小牧市 環境衛生部 環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 湿原地帯の維持保全については、分断せず一体的な保全を行い、工事期間中も現状の湿地環境に影響を及ぼさないよう最大限の配慮を行い、事業終了時には国設鳥獣保護区特別保護地区レベルの指定をし、野生鳥獣等の生息環境の保全に必要な規制の範囲内での利用としていくべき。</li> <li>● その他の場所の土地利用については、個別の土地利用計画の自然環境影響評価の外、土地利用全体での総量による規制、春秋の渡りの時期や繁殖期などの時期による規制も考慮しながら判断するべき。</li> </ul>	
苫小牧市 総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業完了後を目途として、河道内調整地内を市街化調整区域に変更する予定としている。</li> <li>● 平時の利用については、基本的に建築物を建てることのできない、市街化調整区域において可能な土地利用による活用を希望。</li> </ul>	
苫小牧市 産業経済部 産業振興室 観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フィルムコミッション事業に関する土地の活用等を希望。</li> </ul>	
ゆうふつ原野 自然情報センター 村井 雅之氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境を良好に保全する必要がある。</li> <li>● どのような場所かを知らせ、関わりを持たせる必要がある。放っておくと無茶苦茶になる。</li> <li>● 利用するとしてもルールが必要。</li> <li>● どこが主体になるのかが大事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防等の河川工事にあたっては、環境影響を最小限に抑える措置を検討</li> <li>● 占用許可制度による支援</li> </ul>
苫小牧港管理組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特になし</li> </ul>	

## 【 協議会関係機関との事前協議状況③ 】

関係機関名	土地利用に関する意見	河川管理者としての対応
公益財団法人 日本野鳥の会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 河道内調整地をラムサール条約湿地としたい。</li><li>● ゾーンニング(利用区域と保全区域に分ける)し利用したい。</li><li>● 事前環境保全のため、立入を制限したい。</li><li>● ブロッコリー畑は、なくして原野にしてほしい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 占用許可制度による支援</li></ul>
苫小牧商工会議所	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特になし</li></ul>	

土地利用に関する意見集約の結果

共通している意見は「**自然環境の保全**」

※第6回幹事会(平成29年9月25日開催)資料の再掲

## ■ 河道内調整地の主な整備と管理施設

### 周囲堤

治水機能が損なわれないよう維持管理する。

河川の巡視や堤防点検時に利用する。

### 坂路

河川の巡視や堤防点検時に利用する。

### 底地

治水機能が損なわれないよう維持管理する。

良好な河川環境の保全に努める。

## ■ 河川施設の利活用のための支援

河川敷地占用許可準則に基づく、施設の占用の許可

河川管理者ができること

## 利活用(占用)のための留意点

- ◆ 治水機能が損なわれないような施設配置及び維持管理。
- ◆ 適正かつ合理的な水利用及び水環境の保全に努める。
- ◆ 良好な河川環境の保全と回復に努める。

# 【 河川敷地占用許可準則の適用可能性 】

※第6回幹事会(平成29年9月25日開催)資料の再掲

## ●河川敷地占用許可準則

河川敷地占用許可準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

## ●河川敷地占用許可準則の河道内調整地での適用可能性

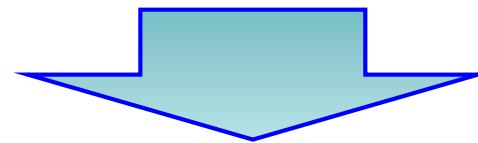
河川敷地占用許可準則における占用施設(一般的な施設)		安平川河道内調整地への適用可能性
河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園、緑地又は広場</li> <li>●運動場等のスポーツ施設</li> <li>●キャンプ場等のレクリエーション施設</li> <li>●自転車歩行者専用道路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広い面積や駐車場の整備を必要とする施設は、環境の改変範囲が広くなることや自動車の騒音・排気の問題があるため許可しない。</li> <li>●不法投棄や犯罪等の防止のため、河道内調整地への出入りを制限する。自由な出入りが可能となる自転車・歩行者の専用道路整備は許可しない。</li> </ul>
河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川教育・学習施設</li> <li>●自然観察施設</li> <li>●河川維持用具等倉庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川教育・学習などを目的とし、一時的な占用で対応可能なものについては許可可能。(イベント使用、容易に撤去可能な建物・テント・移動式トイレ等の設置)</li> <li>●自然観察施設や河川管理者以外の倉庫等で恒久的な施設については、不法投棄や犯罪等の防止の観点から許可しない。</li> </ul>
住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通路又は階段</li> <li>●いけす</li> <li>●採草放牧地</li> <li>●事業場等からの排水のための施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設は、今のところ想定していない。</li> </ul>
前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●広い面積を必要とする駐車場は、環境の改変範囲が広くなることや自動車の騒音・排気の問題があるため許可しない。</li> </ul>

## 第8回幹事会までにまとめられた土地利用の方向性

### 占用許可の判断基準(占用基準)

- 現時点では具体的な土地利用計画は無いので、将来の利用に向け、占用の基準を整理。
- 『河道内調整地の土地利用については、原則、自然環境の保全を図るものとするが、地域住民の福利厚生や河川に関する教育又は学習、将来的な地域の発展に資する目的の占用については、自然環境への影響等を審査した上で許可の判断を行う。』

基本的には『保全』という方向だが、“学習”や“教育”という観点での利用について柔軟な対応をする。



「第4回 安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会」では、土地利用の方向性である“自然環境の保全”を踏まえた上記の『占用基準』を諮る。